

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年6月9日

大分県立工科短期大学校長 吉田 和彦

- (1) 委託名 大分県立工科短期大学校設備監視業務委託
- (2) 委託契約期間 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (3) 対象施設 大分県立工科短期大学校
- (4) 予定価格 月額238,730円(消費税および地方消費税額を含む)

2 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 大分県ホームページ上及び大分県物品等電子入札システム(以下「物品等入札システム」という。)上に公告文及び入札説明書を掲示することにより契約条項を示す。
- (2) 日時 令和8年6月9日(火)14時00分から令和8年6月23日(火)17時00分まで

3 物品等電子入札システムの利用

本案件は、物品等電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。
また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか物品等電子入札システム運用基準による。

4 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する県庁舎等維持管理業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者。必要な資格とは、「電気」「冷暖房」業務における入札参加資格を有し、危険物取扱者の資格取得者がいることを指す。
- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) この公告の日から下記8に掲げる開札の間に、競争入札に参加する者に必要な資格に関する指名停止の措置を受けていないこと。

5 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

6 物品等電子入札システムによる入札参加申請期間

(1) 期間 令和8年6月9日(火) 14時00分から令和8年6月16日(火)
17時00分まで

7 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間

(1) 期間 入札参加承認を受けた日時から令和8年6月23日(火)
17時00分まで

8 物品等電子入札システムによる開札

(1) 開札日時 令和8年6月24日(水) 09時30分

(2) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札については、金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を物品等電子入札により通知する。

9 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項に該当する場合は免除とする。

10 契約保証金

免除とする。

11 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 入札者としての資格のない者のした入札

(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

(3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(4) 同一の入札について二以上の入札をした者のした入札

- (5) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (6) 入札金額、その他入札要件を認定しがたい入札

1 2 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

1 3 契約に関する事務を担当する部署の名称

大分県立工科短期大学校 管理部 学生支援班

TEL : 0 9 7 9 - 2 3 - 5 5 0 0 FAX : 0 9 7 9 - 2 3 - 7 0 0 1

1 4 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。